

滋賀県いきいき生活支援員養成研修事業実施要綱

(目的)

第1条 介護に係る業務は、技能を必要とする業務から周辺業務まで多様な種類があることおよび短時間勤務等の多様な形態での勤務ができることから、障害のある人の個々の能力や希望に応じて働き方を工夫することが可能である。また、障害のある人の介護現場での働きが、介護事業所等の利用者に安心感や生活感、役割感などを与え、介護事業所等の利用者が自分らしく生きがいのある生活を送るうえで大きな効果を挙げている。

こうした、障害のある人の個々の能力や希望に応じた働き方とその効果に着目し、障害のある人の介護事業所等での就労促進および利用者の生活支援に寄与する観点から、必要な知識、技能等を有する「いきいき生活支援員」（本要綱第6条に定めるいきいき生活支援員認定証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）の養成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、県とする。ただし、事業の一部または全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 障害者であって、原則として、介護事業所等に従事することを希望する者または既に従事している者であり、「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日付け社援基発0330第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定する研修課程を修了した者、「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日障発第0620263号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に規定する居宅介護従事者基礎研修課程および重度訪問介護従業者養成研修基礎課程を修了した者または「介護員養成研修の取扱細則について」（介護職員初任者研修関係）（平成24年3月28日老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とする。

(研修カリキュラム)

第4条 本研修のカリキュラムは、別紙1のとおりとする。

2 研修時間は、次のとおりとする。

いきいき生活支援員養成研修	9 1	時間
講 義	2 6 . 5	時間
実 習	6 4 . 5	時間

3 知事は、介護職員初任者研修課程を修了した者がいきいき生活支援員養成研修（以下「養成

研修」という。)を受講する場合は、前項に定める養成研修の講義中、別紙1-1(1)ア(ア)(イ)および別紙1-1(1)ウ(ア)を、また前項に定める実習中、別紙1-1(2)アの項目を免除することができる。

- 4 知事は、介護事業所等での実務経験が2年以上ある者が養成研修を受講する場合は、第2項に定める養成研修の実習を免除することができるものとする。

(研修期間)

第5条 養成研修は、原則、8か月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、1年6月の範囲内で修了するものとする。

(いきいき生活支援員認定証の交付)

第6条 知事は、養成研修修了者に対し、いきいき生活支援員認定証(別記様式第1号。以下「認定証」という。)および携帯用いきいき生活支援員認定証(別記様式第2号。以下「携帯用認定証」という。)を交付するものとする。

2 知事は、養成研修修了者について、氏名、生年月日、住所、修了課程、修了年月日、認定証番号等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

(研修会参加費用)

第7条 知事が実施する研修開催経費は、県が負担するものとする。ただし、研修受講に係る教材費等の実費相当分については、受講者の負担とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(受講者の特例)

第2条 次の各号に掲げる者は各号に掲げる研修を修了したものとみなす。

- (1) 従前の障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について(平成13年6月20日障発第0620263号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に基づく2級課程を修了した者およびホームヘルパー養成研修事業の実施について(平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号 厚生省社会援護局長・厚生省老人保健福祉局長・厚生省児童家庭局長連名通知)の別紙1「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に基づく2級課程を修了した者は、「介護員養

成研修の取扱細則について」(介護職員初任者研修関係)(平成24年3月28日老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知)に規定する介護職員初任者研修課程を修了したものとみなす。

(2) 従前の障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について(平成13年6月20日障発第0620263号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に基づく3級課程を修了した者およびホームヘルパー養成研修事業の実施について(平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号 厚生省社会援護局長・厚生省老人保健福祉局長・厚生省児童家庭局長連名通知)の別紙1「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に基づく3級課程を修了した者は、障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について(平成13年6月20日障発第0620263号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に規定する居宅介護従事者基礎研修課程を修了したものとみなす。

(3) 平成27年度以前において、県が実施する障害者介護職員養成事業を修了した者および知的障害者介護技能習得事業を修了した者(県独自カリキュラムおよび現場実習を修了した者に限る。)は、いきいき生活支援員養成研修を修了したものとみなす。

(4) 「滋賀県介護に関する入門的研修実施要綱」に定める研修課程を修了した者は、別紙1 1. いきいき生活支援員養成研修(2)実習ウ 実地研修を修了したものとみなす。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。

別 紙 1

1. いきいき生活支援員養成研修	合計	9 1. 0 時間
(1) 講 義	計	2 6. 5 時間
ア 介護等の基本に関する講義		1 0. 0 時間
(ア) 高齢者疑似体験		2. 5 時間
(イ) 介護従業者の職業倫理		2 時間
(ウ) 保育の基礎知識		2 時間
(エ) 介護職員の心得		2 時間
(オ) ピアカウンセリングについて		1. 5 時間
イ サービス提供に関する講義		1 1. 5 時間
(ア) レクリエーションについて		2 時間
(イ) 生活援助の方法		4. 5 時間
(ウ) メンテナンスについて		3 時間
(エ) 緊急時対応について		2 時間
ウ 認知症に関する講義		2 時間
(ア) 認知症の理解と対応		2 時間
エ 自立に関する講義		3 時間
(ア) 生活に必要な知識		3 時間
(2) 実 習	計	6 4. 5 時間
ア 高齢者サービス提供現場の見学		2 時間
イ 保育現場の見学		2. 5 時間
ウ 実地研修		6 0 時間

別記様式第1号（第6条第1項関係）

第 号

いきいき生活支援員認定証

氏 名

年 月 日生

滋賀県知事が定める滋賀県いきいき生活支援員養成研修事業実施要綱に規定する いきいき生活支援員養成研修 を修了したことを証明するとともに、いきいき生活支援員として認定する。

認定日 年 月 日

年 月 日

滋 賀 県 知 事

別記様式第2号（第6条第1項関係）

いきいき生活支援員認定証（携帯用）

第 号

氏 名

年 月 日生

滋賀県知事が定める滋賀県いきいき生活支援員養成研修事業実施要綱に規定する いきいき生活支援員養成研修 を修了したことを証明するとともに、いきいき生活支援員として認定する。

認定日 年 月 日

年 月 日

滋賀県知事